

2021（令和3）年度

第1回 香美市男女共同参画推進委員会

開催日時 2021（令和3）年7月16日(金) 14：00から

開催場所 香美市立ふれあい交流センター 1階多目的室



## 日 程

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 議 事
  - (1) 副委員長の選任について
  - (2) 2020（令和2）年度事業実績について
  - (3) 2021（令和3）年度事業計画について
  - (4) その他
- 5 閉 会

## 香美市男女共同参画推進委員等名簿

### 1 委員名簿 任期：2020（令和2）年4月1日～2022（令和4）年3月31日

役 職	氏 名	所 属 等	備 考
委員長	たしま もとひろ 田 島 基 宏	人権擁護委員	
副委員長	たかはし ゆみ 高 橋 由 美	社会福祉協議会 事務局長	R03.06.30まで
副委員長	ふくしま ゆうじ 福 島 勇 二	人権擁護委員	
委 員	くもん まき 公 文 ま き	学識経験者	
委 員	こまつ のぶお 小 松 の 伸 夫	学識経験者	
委 員	なかじま しんさく 中 島 信 策	山田小学校教頭	R03.04.01から
委 員	はぎの たみこ 萩野 タミ子	民生委員・ 児童委員	
委 員	まえだ ゆきとし 前 田 幸 利	学識経験者	
委 員	みやじ じゅんこ 宮 地 淳 子	学識経験者	
委 員	もりもと ちづ 森 本 ち づ	学識経験者	
委 員	やまおか ゆか 山 岡 由 賀	香北中学校教頭	R03.03.31まで
委 員	よしみつ ゆみこ 依 光 由 美 子	社会福祉協議会 地域福祉課長	R03.07.01から

### 2 事務局

役 職	氏 名	担 当	備 考
所 長	いの野 たかひろ 猪 野 高 廣	全般	R03.04.01から
主 幹	おおいし ふき 大 石 富 喜	デイサービス 交流事業	
主 幹	さたけ なおき 佐 竹 な お き 直 樹	男女共同参画 人権啓発	R03.04.01から

議事(1)

副委員長の選任について

下記委員の退任により副委員長に欠員が生じたため、香美市男女共同参画推進委員会設置要綱第5条の規定により委員の互選による選任を求める。

記

退任する委員 高橋 由美

議事(2)

2020（令和2）年度事業実績

月	日	事業内容等	参加者数
4	21	男女共同参画推進委員長及び副委員長選任（書面）	10人
9	4	第1回男女共同参画推進委員会（書面）	10人
12	21	第2回男女共同参画推進委員会	8人
1	20	講演『女性と人権』 （高知県人権教育・児童生徒課 西内さん）	17人
2	19	第3回男女共同参画推進委員会（書面）	10人

【中止となった事業】

- ・ パネル展
- ・ その他学習会

議事(3)

2021（令和3）年度事業計画

月	日	事業内容等	備考
4	23	思いやりプランを市立小中学校教職員に配付	
6	8	思いやりプランを市議会議員・課長に配付	
7	16	第1回男女共同参画推進委員会	
		第2回男女共同参画推進委員会	
		じんけんサークルまごころ（男女共同参画学習会①）	
		じんけんサークルまごころ（男女共同参画学習会②）	
11	23	じんけんフェスティバルでのパネル展	
		第3回男女共同参画推進委員会	

【実施未定の事業】

- ・ 学習会

# 香美市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成18年3月24日

告示第149号

(目的)

第1条 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の趣旨に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すために、必要な事項の調査及び審議などを行うことを目的とした、香美市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査及び審議を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進に関して必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織し、市長が任命又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員の互選により委員長1名、副委員長2名を置く。

2 委員長は、委員会を統括し会議の議長となる。

3 副委員長は会長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、ふれあい交流センターにおく。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。